

## 三者協議会における合意について

- 1 法曹養成制度等改革協議会は、平成7年11月、意見書を取りまとめて法曹三者に提出し、今後、法曹三者は、意見書の趣旨を尊重して、真に国民的見地に立った司法試験制度及び法曹養成制度の抜本的改革を実現させるため、直ちに協議を行い、速やかに具体的な方策を採らなければならないとした。

他方、行政改革委員会の規制緩和の推進に関する意見書等を受けた、平成9年3月の閣議決定による規制緩和推進計画の再改定において、「平成9年10月末までに、司法試験合格者（現在700人程度）の1,500人への増員についての法曹三者協議の結論を得て、同年度中に、1,000人への増員について所要の措置を講ずる。その後速やかに、修習の内容や方法の改善、司法修習生の修習先への受入れ態勢等を勘案しつつ、その協議結果を実現するための更なる措置を講ずる。」とされた。

これらを受けて、法曹三者は、平成8年7月から、三者協議会を開催し、司法試験制度及び法曹養成制度の改革について、協議を続けてきた。

その結果、別紙のとおりの内容で法曹三者の合意が成立した。

- 2 法務省は、司法試験合格者を1000名程度に増員するとともに、修習期間を1年6か月とするとの提案をしていたところであり、今次三者協議会における合意もこれに沿ったものとなっている。

なお、修習期間を1年6か月とする新しい修習体制は、平成11年度から実施することになるが、修習生の受入れの問題があるため、司法試験合格者は、平成10年度に800人程度に増加させた上、平成11年度以降1000人程度とすることになる。

- 3 司法試験合格者1500人体制への移行については、新たな司法修習制度の下での修習の内容や方法の改善、修習生の修習先への受入れ体制や社会の法的ニーズの動向についての十分な調査・検討を行った上、新たな修習制度による3期目の修習が終了する平成14年秋以降、三者協議会において協議を行い、調査・検討の結果を踏まえて真に必要とされる法曹を社会に供給できるようにしていくこととしたいと考えている。

- 4 上記合意を踏まえ、次期通常国会に裁判所法・司法試験法の改正法案を提出する予定である。